

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十五号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中	「 県内大学生が創る奈良の未来事業 審査委員会の委員 多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会の委員 」	を 「 県内大学生が創る 審査委員会の委員 」
----------	--	-------------------------------------

奈良の未来事業
「
に、
「新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会の委員」を「未
」

来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会の委員」に、
「
がん予防対策推
健康長寿文化づ
員

進委員会の委員
くり推進会議の委
「
を
「がん予防対策推進委員会の委員
」
に、
「
子どもの貧
保育士試験

困対策会議の委員
委員
「
を
「子どもの貧困対策会議の委員
」
に、
「
中央卸
眺望の
の委員

売市場取引委員会の委員
いいレストラン認定審査会
「
を
「中央卸売市場取引委員会の委員
」
に、
「
平

城宮跡歴史史公園指定管理者選定
査会の委員

を

平城宮跡歴史史公園指定管理者選定
審査会の委員
平城宮跡歴史史公園歴史史体験学習館
の整備に関する検討委員会の委員

に、

文化財保存活用認定会議の委員

を

文化財保存活用認定会議の委員
文化財保護体系推進会議の委員

に

改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。